

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
(略)	(略)
2. 地域再生計画の作成主体の名称 二戸市	2. 地域再生計画の作成主体の名称 <u>岩手県</u> 二戸市
3. 地域再生計画の区域 二戸市の一部 (旧岩手県二戸郡浄法寺町)	3. 地域再生計画の区域 <u>岩手県</u> 二戸市の一部 (旧岩手県二戸郡浄法寺町)
(略)	(略)
5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の概要 「人間と自然がとけあつたまち、住む人のすべてが、健康で、豊かで、生きがいと、創造性にみちた生活が営めるまち」づくりを基本理念とした下記の保健・福祉事業を推進する。	5. 目標を達成するために行う事業 5-1 全体の概要 「人間と自然がとけあつたまち、住む人のすべてが、健康で、豊かで、生きがいと、創造性にみちた生活が営めるまち」づくりを基本理念とした下記の保健・福祉事業を推進する。

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>① 地域生活支援（地域ケア）体制の整備 ② 介護予防と生活支援の推進 ③ 生きがいと健康づくり ④ 高齢者の積極的な社会参加 ⑤ 介護サービスの基盤整備 ⑥ 介護サービスの質的向上 ⑦ 認知症高齢者対策の推進</p> <p>支援措置による事業としては、6小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にした上で新たに福祉施設を整備し、上記事業のうち「介護サービスの基盤整備」「介護サービスの質的向上」「認知症高齢者対策の推進」のための下記事業を実施する。</p> <p><u>ア 通所介護事業（デイサービス）又は小規模多機能型居宅介護事業</u></p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム） ウ 居宅介護支援事業</p> <p>なお、本区域では民間資金及びノウハウを導入することによって社会的・経済的効果をも目指すことから、廃校校舎を民間事業者は無償貸与するとともに、当市から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するための必要な改修を行い、民間事業者の職員や当区域の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うものである。</p> <p>また、市としての支援及び関連事業として下記事業をあわせて実施し、民間事業者・地域住民との連携・協同を進めるとともに「地域生活支援（地域ケア）体制の整備」「介護予防と生活支援」「生き</p>	<p>① 地域生活支援（地域ケア）体制の整備 ② 介護予防と生活支援の推進 ③ 生きがいと健康づくり ④ 高齢者の積極的な社会参加 ⑤ 介護サービスの基盤整備 ⑥ 介護サービスの質的向上 ⑦ 認知症高齢者対策の推進</p> <p>支援措置による事業としては、6小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にした上で新たに福祉施設を整備し、上記事業のうち「介護サービスの基盤整備」「介護サービスの質的向上」「認知症高齢者対策の推進」のための下記事業を実施する。</p> <p><u>ア 通所介護事業（デイサービス）</u></p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム） ウ 居宅介護支援事業</p> <p>なお、本区域では民間資金及びノウハウを導入することによって社会的・経済的効果をも目指すことから、廃校校舎を民間事業者は無償貸与するとともに、当市から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するための必要な改修を行い、民間事業者の職員や当区域の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うものである。</p> <p>また、市としての支援及び関連事業として下記事業をあわせて実施し、民間事業者・地域住民との連携・協同を進めるとともに「地域生活支援（地域ケア）体制の整備」「介護予防と生活支援」「生き</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>がいと健康づくり」「高齢者の積極的な社会参加」の実現を図るものである。</p> <p>① ひとり暮らし高齢者に対する食の自立支援サービスなど、在宅生活を支えるサービス提供事業</p> <p>② 健康増進や世代間交流などの事業を行っている老人クラブ活動支援など、生活の質を高め暮らしやすい環境づくり事業</p> <p>③ 訪問による日常生活の支援・指導、要介護状態にならないためのトレーニングなど、介護予防体制の整備事業</p> <p>④ 支援を必要とする介護家庭に紙おむつや清拭剤等を購入するなど、家族介護者を支援する事業</p> <p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>【番号】A0801</p> <p>【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>今回の支援措置によって、6小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にし、新たに福祉施設を整備することで、社会的、経済的な環境を整備することは勿論のこと、高齢者の福祉サービスの向上を目指すことは、各計画を具現化することになる。</p> <p>具体的には、①18年度より制度化される介護予防制度を見据え、パワーリハビリ等を導入し、利用者とその家族はもとより、広く地域住民に対し、介護予防や機能低下防止対策のキーステーションとなるよう、充実した質の高いサービス（機能回復、自立回復、</p>	<p>がいと健康づくり」「高齢者の積極的な社会参加」の実現を図るものである。</p> <p>① ひとり暮らし高齢者に対する食の自立支援サービスなど、在宅生活を支えるサービス提供事業</p> <p>② 健康増進や世代間交流などの事業を行っている老人クラブ活動支援など、生活の質を高め暮らしやすい環境づくり事業</p> <p>③ 訪問による日常生活の支援・指導、要介護状態にならないためのトレーニングなど、介護予防体制の整備事業</p> <p>④ 支援を必要とする介護家庭に紙おむつや清拭剤等を購入するなど、家族介護者を支援する事業</p> <p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 支援措置の番号及び名称</p> <p>【番号】A0801</p> <p>【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>今回の支援措置によって、6小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にし、新たに福祉施設を整備することで、社会的、経済的な環境を整備することは勿論のこと、高齢者の福祉サービスの向上を目指すことは、各計画を具現化することになる。</p> <p>具体的には、①18年度より制度化される介護予防制度を見据え、パワーリハビリ等を導入し、利用者とその家族はもとより、広く地域住民に対し、介護予防や機能低下防止対策のキーステーションとなるよう、充実した質の高いサービス（機能回復、自立回復、</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>介護軽減の効果)の提供を図る。②地域住民の健康寿命のアップを図り安心して暮らせるサービス(基礎的な体力、防衛体力の維持増進)の提供を図る。③地域密着型サービス(身近な地域で通い、泊まり、居住等の組み合わせサービス)の提供により在宅サービスの充実に努める。④体育館やグラウンド等を有効利用(リハビリ、軽スポーツ、家庭菜園)して他の地域・福祉施設とは一味違う高齢者施設の整備を目指すものである。</p> <p>なお、福祉事業を立ち上げるにあたり、市では廃校校舎を民間事業者は無償貸与して有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修工事及び運営は民間活力の導入を前提として推進するとの方針から、当市から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するために必要な改修を行い、民間事業者の職員や当区域の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うこととした。</p> <p>このような民間活力の導入による廃校校舎を活用した福祉事業の展開は、本区域が抱える①就業・雇用の場の不足からくる若年者の本区域外への流失、②高年齢者の増加と、それに伴う福祉ニーズの増加という課題に対して、福祉分野での雇用増(15から18名を予定)と多様なサービスの提供によって高齢者の健康を増進し要介護者の減少を期待することができるものである。</p> <p>以上の事業及び役割を担う民間事業者として、青森県、岩手県、宮城県を中心に保健・福祉・医療を総合的に事業展開している東北医療福祉事業協同組合の一員である(株)サンメディックスを想定</p>	<p>介護軽減の効果)の提供を図る。②地域住民の健康寿命のアップを図り安心して暮らせるサービス(基礎的な体力、防衛体力の維持増進)の提供を図る。③地域密着型サービス(身近な地域で通い、泊まり、居住等の組み合わせサービス)の提供により在宅サービスの充実に努める。④体育館やグラウンド等を有効利用(リハビリ、軽スポーツ、家庭菜園)して他の地域・福祉施設とは一味違う高齢者施設の整備を目指すものである。</p> <p>なお、福祉事業を立ち上げるにあたり、市では廃校校舎を民間事業者は無償貸与して有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修工事及び運営は民間活力の導入を前提として推進するとの方針から、当市から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するために必要な改修を行い、民間事業者の職員や当区域の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うこととした。</p> <p>このような民間活力の導入による廃校校舎を活用した福祉事業の展開は、本区域が抱える①就業・雇用の場の不足からくる若年者の本区域外への流失、②高年齢者の増加と、それに伴う福祉ニーズの増加という課題に対して、福祉分野での雇用増(15から18名を予定)と多様なサービスの提供によって高齢者の健康を増進し要介護者の減少を期待することができるものである。</p> <p>以上の事業及び役割を担う民間事業者として、青森県、岩手県、宮城県を中心に保健・福祉・医療を総合的に事業展開している東北医療福祉事業協同組合の一員である(株)サンメディックスを想定</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>しているが、その理由としては、①福祉事業の目的や理念を明確に持った事業者であること②地域社会の福祉に貢献したいとして自発的な参入を希望したものであり、積極的かつ民間のノウハウを活かした効率的な事業運営が期待できること③有為な人材の雇用が創出されること④東北医療福祉事業協同組合の一員でありバックアップ体制も整っていることなどであり、さらに、これまでの実績から同社による事業運営が適当であるとの結論を得たものである。</p> <p>[事業内容]</p> <p>ア 通所介護事業（デイサービス）又は小規模多機能型居宅介護事業</p> <p>在宅の要介護者等を対象に（送迎有）入浴、食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供する。</p> <p><u>または、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができる地域密着型のサービスとして、利用者の希望や状態により「通い」（送迎有）を中心に「訪問」「泊まり」といったサービスを組み合わせ、入浴、排泄、食事の提供とその介護、日常生活の世話や機能訓練等、多様で臨機応変に利用できるサービスを提供する。</u></p> <p>サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容を定めた<u>居宅介護サービス計画</u>に基づいて行う。特に認知症高齢者については、その特性に応じたサービスの提供を行う。</p>	<p>しているが、その理由としては、①福祉事業の目的や理念を明確に持った事業者であること②地域社会の福祉に貢献したいとして自発的な参入を希望したものであり、積極的かつ民間のノウハウを活かした効率的な事業運営が期待できること③有為な人材の雇用が創出されること④東北医療福祉事業協同組合の一員でありバックアップ体制も整っていることなどであり、さらに、これまでの実績から同社による事業運営が適当であるとの結論を得たものである。</p> <p>[事業内容]</p> <p>ア <u>通所介護事業（デイサービス）</u></p> <p>在宅の要介護者等を対象に（送迎有）入浴、食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供する。</p> <p>サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容を定めた<u>通所介護計画</u>に基づいて行う。特に認知症高齢者については、その特性に応じたサービスの提供を行う。</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）1ユニット 認知症高齢者グループホームにおいて、比較的安定状態にある認知症の要介護者を対象に、共同生活の中で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練の提供をする。入居にあたっては運営事業者が、入居申込者が認知症状態にあることを主治医の診断書等で確認する。サービスは、利用者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者がそれぞれ役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>ウ 居宅介護支援事業 在宅の要介護者等が介護保険の在宅サービスやその他のサービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼により居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保健施設への紹介等をする。</p> <p>(3) 支援措置の適用要件</p> <p>① 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。</p> <p>○ 二戸市が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。</p> <p>○ 太田小学校廃校年月日／平成17年 3月31日</p> <p>○ 設置主体／旧浄法寺町</p> <p>○ 根拠条例／旧「浄法寺町立小中学校設置条例」（昭和48年条例第6号）</p>	<p>イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）1ユニット 認知症高齢者グループホームにおいて、比較的安定状態にある認知症の要介護者を対象に、共同生活の中で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練の提供をする。入居にあたっては運営事業者が、入居申込者が認知症状態にあることを主治医の診断書等で確認する。サービスは、利用者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者がそれぞれ役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>ウ 居宅介護支援事業 在宅の要介護者等が介護保険の在宅サービスやその他のサービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼により居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保健施設への紹介等をする。</p> <p>(3) 支援措置の適用要件</p> <p>① 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。</p> <p>○ 二戸市が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。</p> <p>○ 太田小学校廃校年月日／平成17年 3月31日</p> <p>○ 設置主体／旧浄法寺町</p> <p>○ 根拠条例／旧「浄法寺町立小中学校設置条例」（昭和48年条例第6号）</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>② 廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。</p> <p>(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。)</p> <p>○ 高齢者が自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、廃校校舎を利用し、質の高い高齢者福祉サービスの拠点施設として整備する。この事業を実施することにより、高齢者福祉サービスは勿論のこと、雇用の確保と隣接する他の施設との人的・物的交流が図られることが期待される。</p> <p>福祉に携わるサービス業者の参入は、地域住民の願いである高齢者福祉の質の向上を期待させるものであり、本事業に係る協力支援策として、介護予防関連の保険対象外の市単独事業等を介護予防委託事業として委託する計画である。また、各事業には医師を必要とする事業もあることから市直営の二戸市国民健康保険浄法寺診療所の医師を嘱託医として人的な協力支援をする。本区域で唯一の医療機関の医師が携わることにより、住民にとっては安心感を持って利用することができる。保健分野でも、ほほえみセンター(保健センター)で実施している転倒予防教室等と本事業で計画している高齢者筋肉トレーニング事業のタイアップにより健康の維持と病後の回復を早め、寝たきり予防・健康寿命のアップを図るとい健康づくりの面からの支援も想定される。</p>	<p>② 廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。</p> <p>(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。)</p> <p>○ 高齢者が自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、廃校校舎を利用し、質の高い高齢者福祉サービスの拠点施設として整備する。この事業を実施することにより、高齢者福祉サービスは勿論のこと、雇用の確保と隣接する他の施設との人的・物的交流が図られることが期待される。</p> <p>福祉に携わるサービス業者の参入は、地域住民の願いである高齢者福祉の質の向上を期待させるものであり、本事業に係る協力支援策として、介護予防関連の保険対象外の市単独事業等を介護予防委託事業として委託する計画である。また、各事業には医師を必要とする事業もあることから市直営の二戸市国民健康保険浄法寺診療所の医師を嘱託医として人的な協力支援をする。本区域で唯一の医療機関の医師が携わることにより、住民にとっては安心感を持って利用することができる。保健分野でも、ほほえみセンター(保健センター)で実施している転倒予防教室等と本事業で計画している高齢者筋肉トレーニング事業のタイアップにより健康の維持と病後の回復を早め、寝たきり予防・健康寿命のアップを図るとい健康づくりの面からの支援も想定される。</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>また、本区域内の福祉施設は、特別養護老人ホーム（50床）が1施設あるのみで施設利用待機者から施設増の要望が多く寄せられているが、昨今の社会経済情勢から市が新たに施設を整備することは困難である。したがって、有効活用のできる廃校校舎について民間活力を導入し福祉施策の充実を図ることは、地域活性化のシンボルとなるばかりではなく、自主的・自立的で持続可能な地域形成の端緒となるものであり、ひいては地域再生に資するものである。</p> <p>③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。</p> <p>○ 前述したように区域内には、特別養護老人ホーム「浄心園」(社会福祉法人設置・50人収容)、老人福祉センター、ほほえみセンター(デイサービスセンター・保健センター・介護支援センター併設)の老人福祉施設があるが、ゆとりのあるデイサービス施設や認知症の高齢者施設整備などサービス内容の一層の向上が求められている。</p> <p>しかし、逼迫した財政状況の中で新たな施設を市で整備、運営することは困難であり、民間活力を念頭に置いた既存施設の利活用が不可欠である。</p> <p>以上の基本的観点から、以下の条件を備えた旧太田小学校の活用が最適であると考え、当該校舎を福祉施設として有効活用するものである。</p>	<p>また、本区域内の福祉施設は、特別養護老人ホーム（50床）が1施設あるのみで施設利用待機者から施設増の要望が多く寄せられているが、昨今の社会経済情勢から市が新たに施設を整備することは困難である。したがって、有効活用のできる廃校校舎について民間活力を導入し福祉施策の充実を図ることは、地域活性化のシンボルとなるばかりではなく、自主的・自立的で持続可能な地域形成の端緒となるものであり、ひいては地域再生に資するものである。</p> <p>③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。</p> <p>○ 前述したように区域内には、特別養護老人ホーム「浄心園」(社会福祉法人設置・50人収容)、老人福祉センター、ほほえみセンター(デイサービスセンター・保健センター・介護支援センター併設)の老人福祉施設があるが、ゆとりのあるデイサービス施設や認知症の高齢者施設整備などサービス内容の一層の向上が求められている。</p> <p>しかし、逼迫した財政状況の中で新たな施設を市で整備、運営することは困難であり、民間活力を念頭に置いた既存施設の利活用が不可欠である。</p> <p>以上の基本的観点から、以下の条件を備えた旧太田小学校の活用が最適であると考え、当該校舎を福祉施設として有効活用するものである。</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>1) 旧太田小学校の学区民の意向として、跡地利用に福祉施設としての活用が要望されており、地域と一体となった施策の実施が期待されること。</p> <p>2) 廃校校舎の中で最も新しい施設であり、転用が容易と考えられること。</p> <p>3) 本区域の農村資源を活用した都市との交流を推進するとともに、本区域民の保健休養と町の活性化を図るために設置された二戸市稲庭交流センター「天台の湯」や恵まれた自然が至近距離に位置しており、複合的な施策の展開が期待できること。</p> <p>4) 他の廃校校舎にはない広さの校庭を保有しており、リハビリ、軽スポーツ、家庭菜園などへ有効利用できること。</p> <p>④ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。</p> <p>○ 本市は、(株)サンメディックスに対し、廃校となった旧太田小学校を無償貸与する。 なお、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>(1) 支援措置を活用する事業</p> <p>① 支援措置の番号及び名称</p> <p>【番号】C0401</p> <p>【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除</p> <p>② 当該支援措置を受けようとする者</p> <p>岩手県二戸市</p>	<p>1) 旧太田小学校の学区民の意向として、跡地利用に福祉施設としての活用が要望されており、地域と一体となった施策の実施が期待されること。</p> <p>2) 廃校校舎の中で最も新しい施設であり、転用が容易と考えられること。</p> <p>3) 本区域の農村資源を活用した都市との交流を推進するとともに、本区域民の保健休養と町の活性化を図るために設置された二戸市稲庭交流センター「天台の湯」や恵まれた自然が至近距離に位置しており、複合的な施策の展開が期待できること。</p> <p>4) 他の廃校校舎にはない広さの校庭を保有しており、リハビリ、軽スポーツ、家庭菜園などへ有効利用できること。</p> <p>4. 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。</p> <p>○ 本市は、(株)サンメディックスに対し、廃校となった旧太田小学校を無償貸与する。 なお、その際、関係法令の規定に反しないように実施する。</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>(1) 支援措置を活用する事業</p> <p>① 支援措置の番号及び名称</p> <p>【番号】C0401</p> <p>【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除</p> <p>② 当該支援措置を受けようとする者</p> <p>岩手県二戸市</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>③ 繰上償還を不要とする地方債の資金区分等</p> <p>【借入資金名】簡易生命保険資金</p> <p>【借入先】日本郵政公社</p> <p>【借入対象施設名】太田小学校屋内体育館</p> <p>【借入金額】32,000,000円</p> <p>【借入年月日】平成4年5月20日</p> <p>【償還方法等】3年据置、半年賦元利均等償還、年利率5.500%</p> <p>【償還期限】平成4年9月30日～平成24年3月31日</p> <p>【未償還残高】16,785,604円(平成17年度当初現在)</p> <p>④ 事業の概要</p> <p>6 小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にし、新たに福祉施設を整備することで、社会的、経済的な環境を整備することは勿論のこと、高齢者の福祉サービスの向上を目指す。</p> <p>なお、福祉事業を立ち上げるにあたり、市では廃校校舎を民間事業者は無償貸与して有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修工事及び運営は民間活力の導入を前提として推進するとの方針から、当市から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するために必要な改修を行い、民間事業者の職員や当区域の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うこととした。</p>	<p>③ 繰上償還を不要とする地方債の資金区分等</p> <p>【借入資金名】簡易生命保険資金</p> <p>【借入先】日本郵政公社</p> <p>【借入対象施設名】太田小学校屋内体育館</p> <p>【借入金額】32,000,000円</p> <p>【借入年月日】平成4年5月20日</p> <p>【償還方法等】3年据置、半年賦元利均等償還、年利率5.500%</p> <p>【償還期限】平成4年9月30日～平成24年3月31日</p> <p>【未償還残高】16,785,604円(平成17年度当初現在)</p> <p>④ 事業の概要</p> <p>6 小学校の統合により廃校となった旧太田小学校の転用を可能にし、新たに福祉施設を整備することで、社会的、経済的な環境を整備することは勿論のこと、高齢者の福祉サービスの向上を目指す。</p> <p>なお、福祉事業を立ち上げるにあたり、市では廃校校舎を民間事業者は無償貸与して有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修工事及び運営は民間活力の導入を前提として推進するとの方針から、当市から貸与を受けた民間事業者は、地域貢献事業として学校施設を福祉施設に転用するために必要な改修を行い、民間事業者の職員や当区域の地域住民を中心とした雇用者を採用し事業運営を担うこととした。</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>このような民間活力の導入による廃校校舎を活用した福祉事業の展開は、本区域が抱える①就業・雇用の場の不足からくる若年者の本区域外への流失、②高齢者の増加と、それに伴う福祉ニーズの増加という課題に対して、福祉分野での雇用増（15から18名を予定）と多様なサービスの提供によって高齢者の健康を増進し要介護者の減少を期待することができるものである。</p> <p>転用施設での実施を予定している具体的な事業内容は、以下のとおりである。</p> <p><u>ア 通所介護事業（デイサービス）又は小規模多機能型居宅介護事業</u></p> <p>在宅の要介護者等を対象に（送迎有）入浴、食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供する。</p> <p><u>または、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができる地域密着型のサービスとして、利用者の希望や状態により「通い」（送迎有）を中心に「訪問」「泊まり」といったサービスを組み合わせ、入浴、排泄、食事の提供とその介護、日常生活の世話や機能訓練等、多様で臨機応変に利用できるサービスを提供する。</u></p> <p>サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容を定めた<u>居宅介護サービス計画</u>に基づいて行う。特に認知症高齢者については、その特性に応じたサービスの提供を行う。</p>	<p>このような民間活力の導入による廃校校舎を活用した福祉事業の展開は、本区域が抱える①就業・雇用の場の不足からくる若年者の本区域外への流失、②高齢者の増加と、それに伴う福祉ニーズの増加という課題に対して、福祉分野での雇用増（15から18名を予定）と多様なサービスの提供によって高齢者の健康を増進し要介護者の減少を期待することができるものである。</p> <p>転用施設での実施を予定している具体的な事業内容は、以下のとおりである。</p> <p><u>ア 通所介護事業（デイサービス）</u></p> <p>在宅の要介護者等を対象に（送迎有）入浴、食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を提供する。</p> <p>サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容を定めた<u>通所介護計画</u>に基づいて行う。特に認知症高齢者については、その特性に応じたサービスの提供を行う。</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）1ユニット 認知症高齢者グループホームにおいて、比較的安定状態にある認知症の要介護者を対象に、共同生活の中で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練の提供をする。入居にあたっては運営事業者が、入居申込者が認知症状態にあることを主治医の診断書等で確認する。サービスは、利用者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者がそれぞれ役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>ウ 居宅介護支援事業 在宅の要介護者等が介護保険の在宅サービスやその他のサービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼により居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保健施設への紹介等をする。</p> <p>⑤ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。</p> <p>○ 本市は、(株)サンメディックスに対し、廃校となった旧太田小学校を無償貸与する。</p> <p>⑥ 支援措置に係る必要な手続き 貸し手である日本郵政公社に対して「取得財産処分等承認申請書」を提出する。</p>	<p>イ 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）1ユニット 認知症高齢者グループホームにおいて、比較的安定状態にある認知症の要介護者を対象に、共同生活の中で入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練の提供をする。入居にあたっては運営事業者が、入居申込者が認知症状態にあることを主治医の診断書等で確認する。サービスは、利用者への援助の目標や具体的サービス内容を定めた認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者がそれぞれ役割を持って、家庭的な環境で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>ウ 居宅介護支援事業 在宅の要介護者等が介護保険の在宅サービスやその他のサービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼により居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保健施設への紹介等をする。</p> <p>⑤ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。</p> <p>○ 本市は、(株)サンメディックスに対し、廃校となった旧太田小学校を無償貸与する。</p> <p>⑥ 支援措置に係る必要な手続き 貸し手である日本郵政公社に対して「取得財産処分等承認申請書」を提出する。</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(2) その他の事業</p> <p>① 在宅生活を支えるサービス提供事業 ひとり暮らし高齢者に対する食の自立支援サービスや緊急時の通報装置の設置とともに、一般交通機関を利用が困難な要援護高齢者などに対して居宅と医療機関等の間の送迎を行うなどする。</p> <p>② 生活の質を高め暮らしやすい環境づくりの推進 元気な高齢者を支援するために、健康増進や世代間交流などの事業を行っている老人クラブ活動を支援するとともに、サービス情報の提供や24時間体制の相談窓口事業などを実施する。</p> <p>③ 介護予防体制の整備 訪問による日常生活の支援・指導、要介護状態にならないためのトレーニング、社会適応が困難な高齢者に対する短期宿泊による生活指導と体調調整、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者に対するデイサービス等による介護予防に努める。</p> <p>④ 家族介護者を支援する事業の推進 家族介護者や援護者に対して、介護に関する知識と技術の習得講座を開いたり交流事業を開催して心身のリフレッシュを図るとともに、支援を必要とする介護家庭に紙おむつや清拭剤等を購入するための支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) その他の事業</p> <p>① 在宅生活を支えるサービス提供事業 ひとり暮らし高齢者に対する食の自立支援サービスや緊急時の通報装置の設置とともに、一般交通機関を利用が困難な要援護高齢者などに対して居宅と医療機関等の間の送迎を行うなどする。</p> <p>② 生活の質を高め暮らしやすい環境づくりの推進 元気な高齢者を支援するために、健康増進や世代間交流などの事業を行っている老人クラブ活動を支援するとともに、サービス情報の提供や24時間体制の相談窓口事業などを実施する。</p> <p>③ 介護予防体制の整備 訪問による日常生活の支援・指導、要介護状態にならないためのトレーニング、社会適応が困難な高齢者に対する短期宿泊による生活指導と体調調整、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者に対するデイサービス等による介護予防に努める。</p> <p>④ 家族介護者を支援する事業の推進 家族介護者や援護者に対して、介護に関する知識と技術の習得講座を開いたり交流事業を開催して心身のリフレッシュを図るとともに、支援を必要とする介護家庭に紙おむつや清拭剤等を購入するための支援を行う。</p> <p>(略)</p>

(別紙)

新 旧 対 照 表